〇宮田用水土地改良区維持管理計画書

昭和27年３月11日宮田用水普通水利組合会制定議決・昭和27年６月１日愛知県認可指令耕第404号

宮田用水土地改良区維持管理計画書

目次

第１章　地域及び地積
第１節　地域
第２節　地積
第１項　用水受益面積
第２章　地域の現況
第１節　地形
第１項　位置
第２項　地勢
第２節　気象
第１項　一般気象
第２項　特殊気象
第３節　水利状況
第１項　用水状況
（１）　用水源
（２）　分水管理施設（中央管理所）
（３）　用水路
第４節　排水状況
第１項　旧水路
第２項　雨水・汚水排水
第５節　耕地面積
第１項　市町別・地目別経営体耕地面積
第２項　市町別・地目別一経営体当たり平均耕地面積
第３章　維持管理
第１節　目的
第２節　かんがい施設関係
第１項　用水施設の種類、規模
（１）　中央管理施設
（２）　用水路施設
（３）　揚水機施設
（４）　立切及び杁樋施設
（５）　発電所
第２項　維持管理の方法
（１）　中央管理所
（２）　用水路
（３）　揚水機
（４）　立切
（５）　犬山頭首工小水力発電所
第３項　管理機構組織図
第４項　取水時期及び配水方法
（１）　通常時の取水
（２）　配水方法
第５項　かんばつ、洪水、その他非常事態においてとるべき措置
（１）　かんばつ時においてとるべき措置
（２）　洪水時においてとるべき措置

第６項　他の農業水利団体との関係
第７項　制裁規程
第３節　排水施設関係
第１項　排水施設の種類・規模
（１）　旧水路施設
（２）　除塵機及び排水機施設
第２項　維持管理の方法
（１）　旧水路
（２）　除塵機及び排水機施設
（３）　排水施設
（４）　旧水路の利活用
（５）　水質管理
第３項　洪水、渇水時における措置
（１）　洪水時の排水
（２）　渇水時の活用
第４項　他の農業水利団体との関係
第４節　農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設関係
第５節　他の事業との関係
第４章　環境との調和への配慮
第５章　維持管理事業費
第６章　効用
第７章　図面
（１）　位置図
（２）　用水関係図
①　用水施設管理図
②　用水系統図
（３）　排水関係図
①　排水施設管理図
②　排水系統図
第８章　その他
附則

第１章　地域及び地積

第１節　地域

本地区は、愛知県西部に位置し、北及び西は木曽川を隔てて岐阜県に面し、東は木津用水区域に接し、南は伊勢湾に至っている。

概ね紡錘形をした尾張地方８市２町の広大な27,800ｈａの区域内の沃野5,480ｈａ余の水田をかんがいする。（表―１）

また、水路沿線の区域の排水を5,570ｈａ（平成19年度時点）ほど担っている。

第２節　地積

本土地改良区の市町別地積は次のとおりである。

第１項　用水受益面積

（表―１）

地目別地積 市町名	地積（令和３年４月１日時点）			備考
	田（ｈａ）	畑（ｈａ）	計（ｈａ）	
一宮市	1,707	―	1,707	
清須市	119	―	119	
北名古屋市	6	―	6	
稲沢市	1,842	―	1,842	
津島市	388	―	388	

あま市	684	—	684	
蟹江町	94	—	94	
大治町	70	—	70	
愛西市	135	—	135	
名古屋市	438	—	438	
計	5,483	—	5,483	

第２章　地域の現況

第１節　地形

第１項　位置

本土地改良区の位置は、第１章第１節地域において示したとおり尾張平野の大部分を占め、そのかんがい面積は5,480ｈａ余りで、８市２町にわたっている。

第２項　地勢

地勢は、北部より南部に向かって約３千分の１（上流部１千分の１、中流部２千２百分の１、下流部６千２百分の１）の勾配を有している。

地域の中央を貫流する大江幹線水路を分水嶺として、東西両線に自然に区分されている。南北に貫ける日光川、福田川の沿岸低地に向かいそれぞれ５千分の１から７千分の１までの勾配を有し、局部的に大いなる起伏はなく、極めて平坦であり、特に下流の南部地域は、低平地である。

本地域の大部分は水田で、畑地は水田の約２分の１でその他樹園地も点在している。

標高は地域の北部に位置する一宮市浅井町においては12.50ｍを示し､中央部の稲沢市稲沢町にて５ｍを示し、南部に至るに従い低くなり地盤沈下による海面下の地区が大部分を占める。特に最南部の名古屋市港区（旧南陽町）においては、－2.20ｍとなっている。

本地域は、木曽川及び庄内川の沖積地で第四紀新層に属し、地味肥沃である。表土は主として壌土で、木曽川に近接する部分は砂質壌土及び砂土に属し、心土は、概ね表土に同じで一宮市付近及び愛西市の一部に粘土質の小分布を見る。

第２節　気象

第１項　一般気象

（表―２）

観測所名	一宮観測所	かんがい期	非かんがい期	計	備考
観測期間	Ｓ26年～Ｒ３年	４月～10月	11月～３月	又は平均	
平均気温（℃）		21.5	7.2	15.5	Ｓ26年～Ｓ32年２月、H9年～Ｒ３年は､名古屋地方気象台 Ｓ32年３月～Ｈ８年は､名古屋航空測候所
降水量	平均（ｍｍ）	1,359	397	1,756	Ｓ26年～Ｓ41年は、津島観測所
	基準年（ｍｍ）	1,098	510	1,608	Ｓ26年　津島観測所
降水日数	平均（日）	77	38	115	Ｓ26年～Ｓ41年は、津島観測所
	基準年（日）	59	35	94	Ｓ26年　津島観測所
根雪期間		—			
無霜期間		3月24日～11月28日（250日間）			観測期間:Ｓ54年～Ｒ３年（名古屋地方気象台
最多風向		ＮＮＷ	最大風速（風向）	31.3ｍ／ｓ（ＳＥ）	Ｓ26年～Ｒ３年 最多風向発生時期１月､４月、９～12月 （名古屋地方気象台） 最大風速発生年月

				昭和36年９月16日

第２項　特殊気象

（表―３）

観測所名		観測期間　S42年～R３年					備考
一宮観測所		第１位	第２位	第３位	第４位	第５位	
最大日雨量	数量（mm）	286	256	244	201	200	確率：岩井法
	年月日	H16.7.10	H12.9.11	S46.8. 30	H29.10. 22	S49.7. 24	
	発生確率	１／70	１／42	１／34	１／15	１／15	
最大時間雨量	数量（mm）	104	67	66	59	57	S51年～R３年
	年月日	H20.8.28	H16.7.10 H24.9. 11	H25.9.4	H11.8.21 H26.8.8	H20.8.28	
	発生確率	１／346	１／19	１／18	１／10	１／９	
最大４時間雨量	数量（mm）	225	203	152	135	110	S51年～R３年
	年月日	H16.7.10	H20.8.28 ～8.29	S51.9.8～ 9.9	H12.9.11	H2.9.19～ 9.20	
	発生確率	１／218	１／125	１／29	１／18	１／ 8	
最大連続雨量	数量（mm）	688	355	331	317	316	
	年月日	S51.9.7～ 9.14	S47.7. 9～ 7.17	H2.9. 13～ 9.20 H29.10.13 ～10.25	R3.8. 12～ 8.20	H12.9. 8～ 9.12	
	発生確率	１／1000以上	１／16	１／12	１／９	１／９	
最大連続干天日数	数量（日）	62	47	44	43	39	
	年月日	S48.11.20 ～ S49.1. 20	H9.9.27～ 11.12	S61.1.5～ 2.17	H11.11.25 ～H 12.1.6	H30.12.23 ～H 31.1.30	
	発生確率	１／248	１／32	１／21	１／18	１／10	

第３節　水利状況

第１項　用水状況

（１）　用水源

本地区の水源は木曽川に求め、犬山城下の犬山市大字犬山地内の犬山頭首工にて取水し、左岸導水路より宮田導水路と新木津用水路に分水される。

宮田導水路は、途中、江南、扶桑地内の畑地かんがい用水を分水し、地区内へと導水する。

これらの施設は、昭和32年に地元農民の強い要望により国営濃尾用水（第一期）土地改良事業が着手され、宮田・木津・羽島の３用水を合口した犬山頭首工を築造し、併せて導水路の改良を行い、用水の安定供給が図られるようになった。（昭和43年完了）

これに続く濃尾用水第二期土地改良事業は宮田用水地域を対象とし、用排水分離方式による用水改良事業を行ったものである。（昭和63年完了）

その後、施設の機能低下に伴い国営新濃尾土地改良事業が平成10年に着手され、犬山頭首工の補修工事、宮田導水路の用排水分離工事が行われているところである。

宮田用水地域の水田は古来から大江、新般若及び奥村の３幹線用水路等によりかんがいされているが、これらは用排水兼用水路であったため、汚水や汚物の流入等による水質汚濁及び通水阻害が生じ、また、水路の老朽化が著しいことと付帯施設が旧態依然のものであったため、漏水や管理障害も問題となってきた。これらの根本的な解決を図るため、本事業は、宮田導水路、新般若幹線用水路、大江幹線用水路、奥村幹線用水路、二ツ寺支線用水路及び大塚支線用水路を低圧管水路に改良することにより用排水分離を行い、関連事業による地区内小用水路の管路化と相まってかんがい組織を完備し、農業生産の安定向上と農業経営の近代化の基礎を確立したものである。

そもそも本用水は、旧尾張藩の事業として慶長13年（1608年）に江南市大字宮田より１ｋｍ余

り下流の一宮市浅井町大野地内に大野杁を木曽川堤に設け取水したのが、宮田用水の起源とされている。当時は、木曽川の河床が高く取水も容易であったが、時代の推移とともに河床の低下、流心の移動等により取水困難となり、取水口移築工事が再三行われてきた。

なお、取水口は前述の大野杁に始まり、寛永５年（1628年）に宮田西杁、寛永19年（1642年）に宮田東杁、大正元年（1912年）に鹿ノ子杁、昭和12年（1937年）に草井樋門、昭和17年（1942年）に小渕樋門、そして昭和37年（1962年）に現在の犬山頭首工に変遷し、取水している。

（２） 分水管理施設（中央管理所）

国営濃尾用水第二期土地改良事業において用排水分離計画が樹立され、用水の管路化に伴って造成される主要施設のチェック工及び分水口を遠方監視制御装置による集中管理ができるよう中央管理所を新設した。

（３） 用水路

開削当時は、全線土水路で各分水地点には堰又は立切等を設け、水位を上昇させながらかんがいを行っていた。

その後、国県営事業等によって玉石積又はブロック積等に逐次改良はされたが、工場、住宅等の排水流入による水質障害或いは地下水の過剰汲み上げで地盤沈下し、通水障害が生じてきたため用排水分離事業の要望が高まり､昭和44年度から国営濃尾用水第二期土地改良事業が着手され、用水路は幹支線合わせ56㎞を低圧管水路に改良された。また、各分水路は関連事業の県営水質障害対策事業、県営地盤沈下対策事業及び県営かんがい排水事業等で以て管水路に改良され、地区内のかんがい組織は完備した。なお、この地域は大規模な反復利水によって成り立っていたところから各所に揚水機が設置されている。

第４節　排水状況

第１項　旧水路

濃尾用水第二期土地改良事業により管水路に新設され、従来の宮田用水総延長168㎞の開水路は、用水機能が分離され、地域の排水路となったが、その管理は本土地改良区にて行っている。

本地区の排水は、自然勾配に従って流下し一部はかんがい用水として還元利用されるが、主として日光川、福田川、蟹江川、五条川等に流下集積し、河口において各悪水組合等による管理のもと、自然排水又は排水ポンプによって伊勢湾に排除される。

平成８年度には国営尾張西部土地改良事業により日光川河口排水機場、尾西排水機場及び尾西排水路が完成し、洪水時には本地域の大部分を占める日光川流域から集水した排水を、第３章第３節に示す旧水路、排水機場を介して日光川河口及び尾西の排水機場が担うこととなった。

第２項　雨水・汚水排水

この「用排分離」によって、排水路に専用化された「旧水路」の機能は、地域から流入するだけを流下させる、言わば地域全体の下水道と化した。

集落及び市街地の生活排水の流下及びゴミ等の混入により、排水機能の低下並びに悪臭等の発生源となっている。これにより､生活環境の悪化を招き､その維持管理に多大な労力を費やしている。

第５節　耕地面積

第１項　市町別・地目別経営体耕地面積

耕地面積は、いずれの市町も平均的に漸減しており、他用途に転用されている。

（表―４）

地目 市町名	田（ｈａ）	畑（ｈａ）	計（ｈａ）	備考
一宮市	1,209	235	1,444	2020年農林業センサス （畑には樹園地を含む）
清須市	30	34	64	
北名古屋市	77	29	106	
稲沢市	1,021	639	1,660	
津島市	519	35	554	
あま市	514	69	583	
蟹江町	126	10	136	
大治町	31	20	51	

愛西市	1,509	293	1,802	
名古屋市	356	167	523	
計	5,392	1,531	6,923	

第２項　市町別・地目別一経営体当たり平均耕地面積

土地改良区関係市町の一経営体当たり平均耕地面積は、全県平均2.10ｈａ／経営体に対し、1.80ｈａ／経営体と0.30ｈａ／経営体少ない。田畑別にみると、田は全県平均1.50ｈａ／経営体に対し1.43ｈａ／経営体、畑は全県平均0.60ｈａ／経営体に対し0.37ｈａ／経営体である。

（表―５）

市町名	農業経営体数（経営体）	一経営体当たり平均耕地面積（ｈａ）			備考
		田	畑	計	
一宮市	1,670	1.42	0.29	1.71	2020年農林業センサス（畑には樹園地を含む） 全県平均 田： 28,566/19,006=1.50ha/経営体 畑： 14,702/24,519=0.60ha/経営体 計： 1.50+0.60=2.10ha/経営体
清須市	244	0.27	0.26	0.53	
北名古屋市	417	0.36	0.14	0.50	
稲沢市	1,607	1.72	0.63	2.35	
津島市	381	2.52	0.20	2.72	
あま市	699	1.29	0.23	1.52	
蟹江町	265	0.81	0.09	0.90	
大治町	159	0.36	0.28	0.64	
愛西市	1,619	1.80	0.38	2.18	
名古屋市	841	1.10	0.32	1.42	
計	7,902	1.43	0.37	1.80	

第３章　維持管理

第１節　目的

本土地改良区は、宮田導水路及び中央管理所をはじめとし、用水路総延長282㎞の管水路とチェック工及び分水口等の付帯施設並びに旧水路総延長168㎞の円滑な維持管理を行い、合理的なかんがいを行うことにより農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

また、旧水路は排水流域の雨水排水の他に許可を与えた工場、事業所、住宅等の汚水排水を受け入れ地域の排水除去に貢献している。

なお、木曽川から取水する犬山頭首工と左岸導水路及び左岸幹線水路（宮田導水路・新木津用水路分岐点まで）の延長1,277ｍは、農林水産省が管理している。

第２節　かんがい施設関係

第１項　用水施設の種類、規模

（１）　中央管理施設

（表―６）

名称	施設名	数量	規模	構造	付帯構造物等
中央管理所	建物	１棟	建築面積338.11㎡ 延床面積1,039.44㎡	鉄筋コンクリート造り 地下１階・地上２階	電気設備施設　１式 給排水衛生設備　１式 空調設備　１式 屋外付帯施設　１式 管理用道路　１式

	遠方監視制御装置	１式	―	情報処理施設　１式 操作卓施設　　１式	―
除塵機	宮田除塵機	１式	4,550㎜×3,700㎜ ４基	背面降下前面掻揚式	水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ及びホッパ　１式

（２）　用水路施設

（表―７）

名称	所在	延長（km）	構造	備考
宮田導水路	犬山市、扶桑町、江南市、一宮市	9.8	開水路及びボックスカルバート	
大江・奥村導水路	一宮市	1.7	ボックスカルバート	
新般若幹線水路	一宮市、江南市、稲沢市、清須市	17.0	ボックスカルバート及び管水路	
下之郷分水路	清須市、北名古屋市	11.4	管水路	
落合五ヶ村分水路	清須市、稲沢市	5.0	管水路	
萱津分水路	清須市、稲沢市、あま市、大治町、名古屋市	22.8	管水路	
甚目寺分水路	あま市、大治町	2.6	開水路	
大江幹線水路	一宮市、稲沢市、あま市	19.6	ボックスカルバート及び管水路	
上之島分水路	一宮市	10.8	管水路	
一宮分水路	一宮市、稲沢市	14.5	ボックスカルバート及び管水路	
光堂分水路	一宮市、稲沢市	12.9	管水路	
多加木分水路	一宮市、稲沢市	5.6	管水路	
下之島分水路	一宮市、稲沢市	10.5	管水路	
五郷分水路	稲沢市	1.8	管水路	
小池分水路	稲沢市、あま市	11.7	管水路	
大塚支線水路	稲沢市	2.6	管水路	
大塚南部分水路	稲沢市	2.9	管水路	
法立分水路	稲沢市、愛西市	16.0	管水路	
附島分水路	稲沢市	2.8	管水路	
大矢六ヶ分水路	稲沢市	2.4	管水路	
土吐川分水路	あま市	1.3	管水路	
五八分水路	あま市、愛西市	6.5	管水路	
二ツ寺支線水路	あま市、大治町	6.0	管水路	
秋竹東分水路	あま市、大治町、名古屋市	10.9	管水路	
秋竹西分水路	あま市、名古屋市、蟹江町	5.9	管水路	
七宝西部分水路	あま市	4.9	管水路	
観音堂分水路	あま市	2.7	管水路	
新大江分水路	あま市、津島市、蟹江町	11.4	管水路	
古大江分水路	あま市、津島市	14.7	管水路	
金岩分水路	あま市	0.7	開水路及び管水路	
奥村幹線水路	一宮市	13.1	ボックスカルバート	
冨田分水路	一宮市	2.4	管水路	
森上分水路	一宮市、稲沢市、愛西市	9.9	管水路	
牧川分水路	一宮市、稲沢市	7.9	管水路	

（３） 揚水機施設

（表―８）

名称	用水路名	設置場所	規模
春明第１揚水機	新般若幹線水路	一宮市春明神宮	150㎜×１台
春明第２揚水機	新般若幹線水路	一宮市千秋町加茂江丸	150㎜×２台
新川元杁揚水機	下之郷分水路	清須市須ケ口	100㎜×１台
西市場揚水機	落合五ヶ村分水路	清須市西市場３丁目	150㎜×１台
増田揚水機	萱津分水路	稲沢市日下部松野町２丁目	100㎜×１台
三本木揚水機	萱津分水路	海部郡大治町三本木	150㎜×１台
西今宿揚水機	萱津分水路	あま市西今宿	150㎜×１台
萱津元杁揚水機	萱津分水路	あま市上萱津薬師	400㎜×２台
本郷第１揚水機	甚目寺分水路	あま市本郷八尻	100㎜×１台
本郷第２揚水機	甚目寺分水路	あま市本郷三反地	80㎜×１台
本郷第３揚水機	甚目寺分水路	あま市本郷取替	100㎜×１台
甚目寺元杁揚水機	甚目寺分水路	あま市上萱津定井上	300㎜×２台
二ツ寺揚水機	大江幹線水路	あま市二ツ寺西高須賀	300㎜×２台
猿海道揚水機	大江幹線水路	一宮市猿海道２丁目	100㎜×１台
馬引揚水機	上之島分水路	一宮市大和町馬引	100㎜×１台
南出揚水機	上之島分水路	一宮市南出町	50㎜×１台
戸苅揚水機	一宮分水路	一宮市萩原町戸苅古川	150㎜×１台
片原揚水機	一宮分水路	稲沢市西島町柳原	150㎜×１台
中島揚水機	光堂分水路	一宮市萩原町中島浄土寺	250㎜×１台 400㎜×１台
上中揚水機	光堂分水路	稲沢市一色上方町	200㎜×１台
山口揚水機	光堂分水路	稲沢市山口宮前町	150㎜×１台
奥田チェック揚水機	小池分水路	稲沢市奥田中切町	300㎜×１台
奥田揚水機	小池分水路	稲沢市奥田天神町	150㎜×１台
石作揚水機	小池分水路	あま市石作六丹寺	100㎜×１台
新居屋揚水機	小池分水路	あま市石作阿弥陀寺	250㎜×１台
小路揚水機	小池分水路	あま市小路１丁目	250㎜×１台
新居屋第２揚水機	小池分水路	あま市石作阿弥陀寺	100㎜×１台
森第１揚水機	小池分水路	あま市森穴田	100㎜×１台
森第２揚水機	小池分水路	あま市森国田	100㎜×１台
森第３揚水機	小池分水路	あま市森乙井	100㎜×１台
森第４揚水機	小池分水路	あま市森４丁目	65㎜×１台
石作第２揚水機	小池分水路	あま市石作北浦	150㎜×１台
観音堂揚水機	法立分水路	稲沢市平和町観音堂	250㎜×１台
須ケ谷揚水機	法立分水路	稲沢市平和町須ケ谷	150㎜×１台
森山揚水機	法立分水路	稲沢市一色跡之口町	100㎜×１台 250㎜×１台
法立第１揚水機	法立分水路	稲沢市平和町法立	150㎜×１台
法立第２揚水機	法立分水路	稲沢市平和町鷲尾	100㎜×１台
須ケ谷第２揚水機	法立分水路	稲沢市平和町法立	150㎜×１台
平池揚水機	法立分水路	稲沢市平和町平池	300㎜×１台
下方揚水機	法立分水路	稲沢市一色川俣町	200㎜×２台
横池揚水機	法立分水路	稲沢市平和町西光坊	200㎜×１台
下丸渕第１揚水機	法立分水路	稲沢市祖父江町三丸渕宮前	250㎜×１台

六輪第２揚水機	法立分水路	稲沢市平和町下起中	150㎜×１台
塩川揚水機	法立分水路	稲沢市平和町塩川	150㎜×１台
横池第２揚水機	法立分水路	稲沢市平和町横池	150㎜×１台
南麻績第１揚水機	大矢六ヶ分水路	稲沢市南麻績町	100㎜×１台
南麻績第２揚水機	大矢六ヶ分水路	稲沢市南麻績町	100㎜×１台
蜂須賀揚水機	五八分水路	あま市蜂須賀花木浦	125㎜×１台
勝幡揚水機	五八分水路	愛西市勝幡町緑町	150㎜×１台
伊福揚水機	秋竹西分水路	あま市七宝町伊福壱町畑	150㎜×１台
篠田揚水機	観音堂分水路	あま市篠田木折前	100㎜×１台
源氏揚水機	新大江分水路	海部郡蟹江町錦１丁目	350㎜×１台
天目揚水機	新大江分水路	海部郡蟹江町学戸７丁目	125㎜×１台
宇治揚水機	古大江分水路	津島市宇治町字石畑	350㎜×１台
下切揚水機	古大江分水路	津島市下切町字高橋	150㎜×１台
牛田揚水機	古大江分水路	津島市牛田町字化粧院	100㎜×１台
百島第１揚水機	古大江分水路	津島市百島町字源正	125㎜×１台
百町第１揚水機	古大江分水路	津島市百町	250㎜×１台
百町第２揚水機	古大江分水路	津島市百町	200㎜×１台
白浜第２揚水機	古大江分水路	津島市白浜町字番場	150㎜×１台
白浜第３揚水機	古大江分水路	津島市白浜町字平堤	150㎜×１台
白浜第４揚水機	古大江分水路	津島市白浜町字林造	150㎜×１台
木田揚水機	金岩分水路	あま市木田	100㎜×１台
下丸渕第２揚水機	森上分水路	稲沢市祖父江町三丸渕	150㎜×１台
下丸渕第３揚水機	森上分水路	稲沢市祖父江町三丸渕	150㎜×１台
下丸渕第４揚水機	森上分水路	稲沢市祖父江町三丸渕	150㎜×１台
鶴塚揚水機	森上分水路	稲沢市祖父江町山崎鶴塚	150㎜×１台
明島揚水機	森上分水路	稲沢市祖父江町山崎明島	150㎜×１台
中枇揚水機	森上分水路	稲沢市祖父江町山崎中枇	150㎜×１台
中枇東揚水機	森上分水路	稲沢市祖父江町山崎明島	150㎜×１台
桜方揚水機	森上分水路	稲沢市祖父江町桜方寺岡	150㎜×１台
二俣揚水機	森上分水路	稲沢市祖父江町桜方四城	125㎜×１台
大牧揚水機	森上分水路	稲沢市祖父江町大牧北沼	125㎜×１台
五ツ屋第２揚水機	森上分水路	稲沢市祖父江町甲新田五ツ屋	200㎜×１台
桜方第２揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町桜方松原	50㎜×１台
桜方第３揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町桜方松原	50㎜×１台
両寺内第１揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町両寺内千石屋敷	150㎜×１台
両寺内第２揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町両寺内赤目方	100㎜×１台
大牧第２揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町大牧三反田	150㎜×１台
大牧第３揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町両寺内平柳東	150㎜×１台
大牧第４揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町大牧郷中	65㎜×１台
野田揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町野田	150㎜×１台
島本第１揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町島本西同所	50㎜×１台
島本第２揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町島本北石塚	80㎜×１台
島本第３揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町島本	80㎜×１台
島本第４揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町島本鵜之本	80㎜×１台
島本第５揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町島本	50㎜×１台
広口揚水機	牧川分水路	稲沢市祖父江町祖父江寺内	150㎜×１台

（４） 立切及び杁樋施設

（表―９）

名称	用水路 河川名	所在	規模
中般若逆潮樋門	宮田導水路	江南市中般若町北浦	巾4.50m×高2.40m×１門
大久郷暗渠	宮田導水路	江南市大字小杁字鴨ケ池	巾2.73m×高1.82m×４門 巾2.73m×高2.12m×１門
神明暗渠	宮田導水路	江南市大字小杁字尾崎	巾2.73m×高1.82m×１門 巾2.88m×高1.82m×３門 巾2.73m×高2.12m×１門
四ッ谷暗渠	宮田導水路	江南市宮田町河沼	巾2.58m×高1.82m×４門 巾2.58m×高2.12m×１門
本郷暗渠	宮田導水路	江南市宮田町四ッ谷	巾2.58m×高1.82m×４門 巾2.58m×高2.12m×１門
取入樋門	宮田導水路	江南市宮田町藤ノ森	巾4.25m×高2.55m×１門
大江・奥村・新般若樋門	宮田導水路	一宮市浅井町尾関字同者	巾2.10m×高2.95m×１門 巾4.70m×高2.95m×１門
余水吐転倒堰	宮田導水路	江南市宮田町藤ノ森	巾11.00m×高1.30m×１門
黒岩樋門	黒岩放水路	江南市宮田町本田島	巾2.25m×高2.00m×２門
下之郷立切	五条川	清須市春日神明	ラジアルゲート×１４門 ローラーゲート×３門
井ノ上立切	福田川	稲沢市奥田大沢町	巾2.00m×高1.60m×３門
一本木立切	福田川	稲沢市奥田流町	巾2.00m×高1.95m×２門 巾2.00m×高1.90m×１門
弥次郎立切	福田川	稲沢市奥田立長町	巾1.40m×高1.90m×１門
東源寺立切	福田川	あま市森東源寺	樋門撤去
法花寺立切	三宅川	稲沢市矢合町字江向	巾1.36m×高1.55m×４門 巾2.65m×高1.55m×１門
三宅立切	三宅川	稲沢市平和町下三宅前浪	鋼製油圧転倒ゲート 巾19.20m×高2.50m×１門
東城立切	三宅川	稲沢市平和町上前浪	鋼製油圧転倒ゲート 巾19.20m×高2.50m×１門
北高井立切	光堂川	一宮市大和町北高井字番上	巾4.50m×高2.30m×１門
東宮重立切	光堂川	一宮市萩原町東宮重字蓮原	巾4.50m×高2.30m×１門
流立切	光堂川	一宮市萩原町中島字善光	巾1.50m×高1.40m×４門 巾0.80m×高1.25m×２門
藪先立切	光堂川	一宮市萩原町西御堂字藪先	巾1.45m×高1.40m×２門 巾1.35m×高1.40m×２門 巾0.80m×高0.60m×２門
平立切	光堂川	稲沢市平江向町	巾1.30m×高1.10m×７門
中野立切	光堂川	稲沢市中野川端町	巾1.50m×高1.30m×１門 巾1.15m×高1.30m×６門
片原一色留立切	光堂川	稲沢市片原一色町字如来	巾1.60m×高1.80m×５門
新堀立切	新堀川	一宮市萩原町中島字善光	巾7.20m×高2.50m×１門
渕高杁樋	法立西井筋	愛西市渕高町	巾1.33m×高1.12m×１門
下之郷元杁樋	五条川	清須市春日冨士塚	巾1.00m×高0.90m×１門
落合上丑分水杁樋	五条川	清須市春日上丑	巾1.10m×高0.70m×１門
落合五ケ村元杁樋	五条川	清須市春日冨士塚	巾0.90m×高0.80m×１門
萱津元杁樋	五条川	あま市上萱津定井上	巾1.50m×高1.50m×１門

甚目寺元杁樋	五条川	あま市上萱津定井上	巾1.20m×高1.10m×１門
秋竹西元杁樋	福田川	あま市七宝町桂	巾0.74m×高0.66m×１門
小川元杁樋	福田川	名古屋市港区新茶屋５丁目	巾0.94m×高0.86m×１門

（５） 発電所

（表―10）

施設名	所在	規模	構造	数量	付帯構造物
太陽光発電所	江南市宮田町藤ノ森	出力29.4kW	太陽電池モジュール発電	１式	架台１式
犬山頭首工小水力発電所	犬山市	最大出力199kW最大使用量8.0 m^3／S	水中タービン水車	１式	流入水路(36.03m) 発電所･放水槽(1式) 開閉所(1棟) 油圧ユニット(1棟) 横掻き式除塵機（2基） ゲート 設備(1式)

第２項 維持管理の方法

受益地内の常時かんがい排水が出来るよう前項の用水施設の維持管理（改築、追加工事等を含む）を行う。

（１） 中央管理所

前項（１）で定める施設の維持管理は、東海農政局長との土地改良財産譲与契約書及び定款・規約諸規程に従って行う。

（２） 用水路

前項（２）で定める施設の維持管理は、東海農政局長及び愛知県知事との土地改良財産譲与契約書及び土地改良財産管理委託契約書に従って行う。

（３） 揚水機

前項（３）で定める施設の維持管理は、常時、運転が出来るよう必要な器具、資材を備え、点検、補修を行う。

（４） 立切

前項（４）で定める施設の維持管理は、常時、使用できるよう点検、補修を行う。特に渇水期には用水施設として利用を行うが、常時は法河川内にある立切は、地下水の涵養、地盤沈下の抑止、用水量の低減などその役割は大きいが、河川自体は県土木等他機関が管理していることから、円滑な維持管理を図るため関係機関との協議を行う。

（５） 犬山頭首工小水力発電所

前項（５）で定める施設の維持管理は、東海農政局と宮田用水土地改良区、木津用水土地改良区、羽島用水土地改良区、扶桑土地改良区、江南市土地改良区との管理委託協定書及び犬山頭首工小水力発電所の管理運営に関する協定書に従って行う。

第３項 管理機構組織図

（図―１）

◎宮田用水土地改良区の組織図

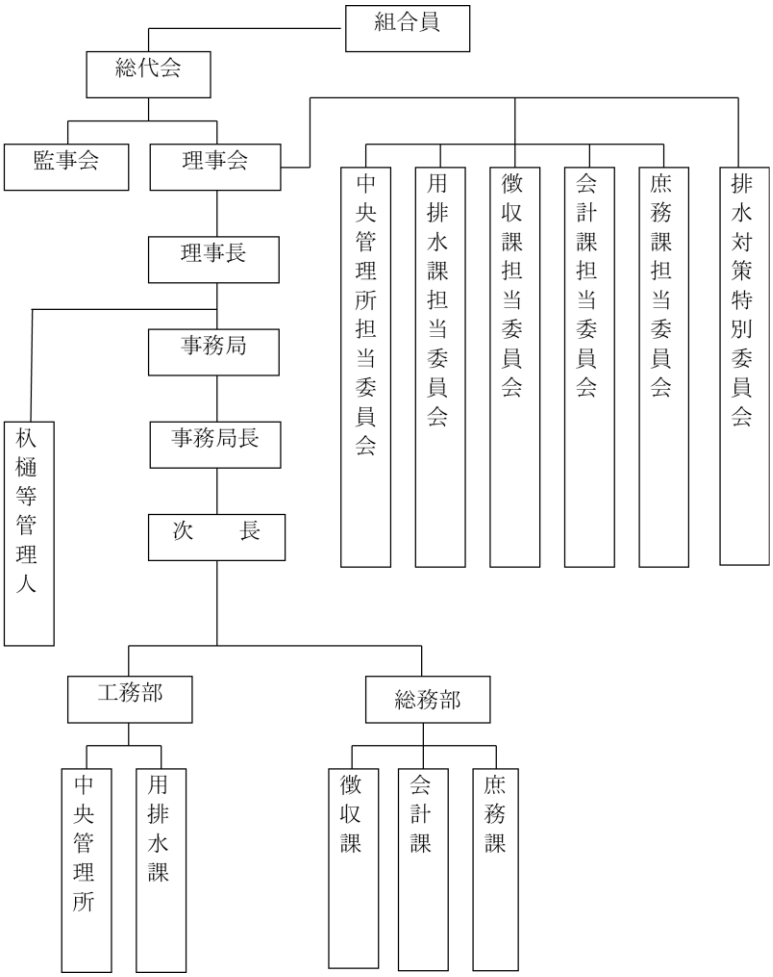

◎組織の内容

総代会	経費の収支計算、定款の変更、土地改良事業計画の設定、役員の改選、規約の設定等
理事会	定款、規約及び総代会の決議により理事会に委ねられた事項 総代会の招集ならびに提出すべき議案に関する事項 その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項
監事会	監査計画に関する事項 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項 法第27条の規定による会議の招集に関する事項 その他監事の職務執行上、必要と認めた事項

用水、排水管理組織と指揮系統

（図―２）

組織と指揮系統模式図		
農林水産省犬山頭首工管理所		頭首工、取水樋門、木津・宮田用水分水工の管理・操作 木津・宮田・羽島各土地改良区の取水計画を調整し、期別取水計画表に基づく水管理等の連絡指揮を行う。更に、木曽川河川流量を確認して下流水利権者との調整も行う。
宮田用水土地改良区		宮田用水土地改良区は幹支線用水路及び主要な施設等の管理を行っている。 （１）　管理責任者は維持管理計画書に基づき、年間の管理計画を樹立し、管理を行う。 （２）　用排水課・中央管理所は、主に工事、施設

<table>
<tr>
<td></td>
<td> 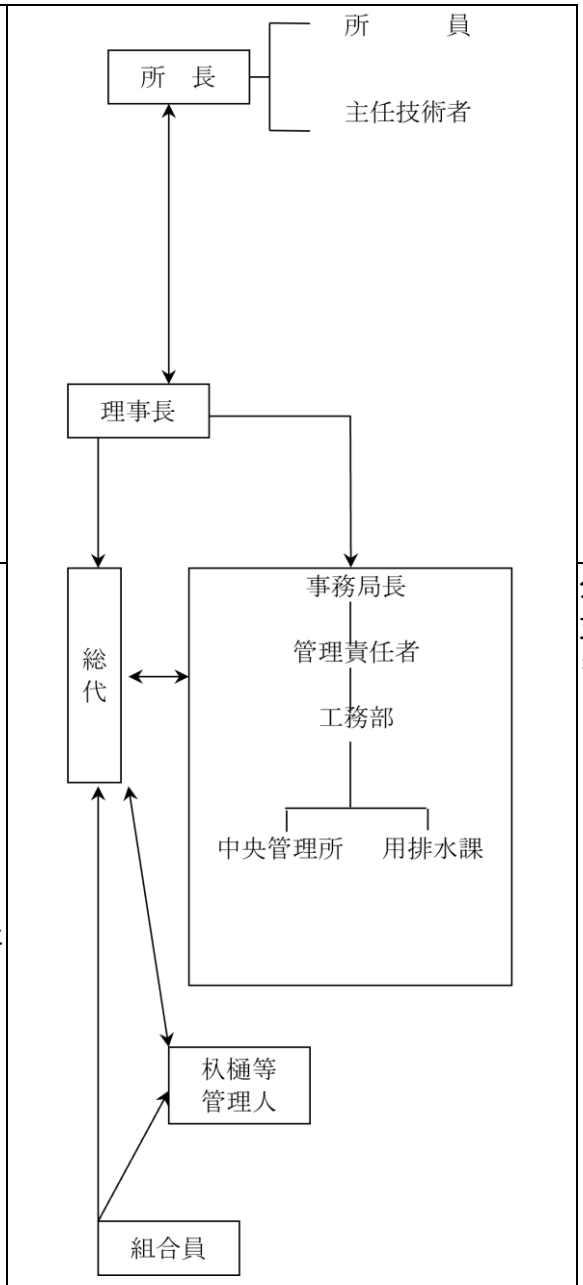
</td>
<td>の維持管理及び利水・排水に関する業務を行う。
　特に、中央管理所においては、集中監視制御システムにより、大江・新般若・奥村の三幹線及び支線水路への分水管理のため通水期間中は、24時間の勤務体制とする。
（３）　総代
　利水調整規程により各地区における耕作者の意見を代表する者とし、円滑なる水管理に努める。

（４）　杁樋管理人
　定められた施設を監視し通水配分及び洪水時に支障のないよう操作する。</td>
</tr>
<tr>
<td>集落</td>
<td></td>
<td>分水バルブ管理人
支線水路の各分水口及び末端支派線の分水操作を行うもので集落の組織として管理する。</td>
</tr>
</table>

第４項　取水時期及び配水方法

（１）　通常時の取水

１)犬山頭首工からの最大取水量は26.82m３／ｓで定められた期別最大取水量まで取水することが出来る。

２）取水監視

　中央管理所において、宮田導水路の分岐前の幹線水路地点と分岐後の地点での通水量を遠方制御にて監視し、毎時データを記録する。

３)地域内河川の立切施設において慣行水利権を有している施設は､その施設にて取水している。

（２）　配水方法

１）用水配水量の決定

　毎年、期別取水量の範囲内において、用水期別ごとに用水路単位で最大用水配水量を定めている。この最大用水配水量を上限として各用水路に配水する。

２）幹・支線水路及び分水路の配水方法

　国営幹・支線水路及び遠方監視制御が可能な県営分水路の配水管理・配水操作は、中央管理所の遠方監視制御にて実施する。

　チェックスタンドの水位、チェック間の必要量を監視し、配水操作を行う。

中央管理所において、遠方監視制御または遠方監視ができる分水口については分水操作または監視を行い、常に中央管理所にて把握し、これら監視データは毎時記録している。

遠方監視制御ができない分水路及び分水口は、現地操作により配水操作を実施するが、各分水口の操作は、分水バルブ管理人が行い配水している。

また、配水時間割を実施している場合は、時間割に基づき配水調整を行う。

第５項　かんばつ、洪水、その他非常事態においてとるべき措置

（１）　かんばつ時においてとるべき措置

通水制限等については、理事会が決定する。なお、河川立切や旧水路よりかんがい用水の確保に努める。

（２）　洪水時においてとるべき措置

ア　洪水が予想される場合は、犬山頭首工管理所と緊密な連絡をとり、頭首工からの取水を減水又は断水し、黒岩樋門からの余水放流を行う。

地区内の減水又は断水は中央管理所において遠方操作し、水路の安全を図る。

イ　特に緊急時は、状況に応じて警戒体制を敷き、これに対処する。

ウ　災害発生の場合は、現場に急行し状況に対応した応急措置を講じ、被害を最小限にとどめるよう努める。

第６項　他の農業水利団体との関係

犬山頭首工から取水、分水する関係機関と連絡調整する。

その関係機関は、次のとおりである。

ア　犬山頭首工管理者（農林水産省）

イ　濃尾用水協議会

宮田用水土地改良区
木津用水土地改良区
羽島用水土地改良区
名古屋市
犬山市
各務原市
江南市土地改良区
扶桑土地改良区

第７項　制裁規程

１　理事長の許可を得ず、分水口その他の工作物を設ける等かんがい排水に不均衡を生ずるような行為を発見したときは、理事長は直ちにこれを原状に復旧させ、必要に応じ７日以内の間通水の全部または一部の停止を命ずることができるものとする。

２　前項の措置に関するすべての費用は、定款第27条の経費賦課とは別に当該関係の地域または利益を得た地区のみに対し賦課することができるものとする。

第３節　排水施設関係

第１項　排水施設の種類・規模

（１）　旧水路施設

（表―11）

名称	所在	延長（km）	構造
大江・奥村井筋	一宮市	1.7	開水路
大江川井筋	一宮市、稲沢市、あま市	19.4	開水路
上之島井筋	一宮市	8.3	ボックスカルバート及び開水路
上之島井筋逆川支線	一宮市	0.7	開水路及び暗渠
一宮井筋	一宮市、稲沢市	11.4	ボックスカルバート及び開水路
光堂井筋	一宮市	2.8	ボックスカルバート及び開水路
多加木井筋	一宮市、稲沢市	4.8	ボックスカルバート及び開水路
下之島井筋	一宮市、稲沢市	5.6	開水路

小池井筋	稲沢市	2.2	ボックスカルバート及び開水路
大塚井筋	稲沢市、愛西市	6.8	ボックスカルバート及び開水路
法立井筋	稲沢市	1.9	ボックスカルバート及び開水路
法立東井筋	稲沢市	0.8	ボックスカルバート及び開水路
法立西井筋	稲沢市、愛西市	3.6	ボックスカルバート及び開水路
大矢六ヶ井筋	稲沢市、あま市	2.2	開水路
二ツ寺井筋	あま市	3.2	開水路
秋竹東井筋	大治町、名古屋市	7.0	ボックスカルバート及び開水路
旧秋竹東井筋	蟹江町、名古屋市	1.6	開水路及び暗渠
小川井筋	名古屋市	1.9	ボックスカルバート及び開水路
秋竹西井筋	あま市、名古屋市、蟹江町	5.9	開水路
新大江井筋	あま市、蟹江町	8.2	開水路
古大江井筋	あま市、津島市	4.0	ボックスカルバート及び開水路
新般若井筋	江南市、一宮市	8.8	ボックスカルバート及び開水路
落合上丑井筋	清須市、稲沢市	2.1	開水路
落合五ヶ村井筋	清須市、稲沢市	2.5	管水路及び開水路
下之郷井筋	清須市	1.2	ボックスカルバート及び開水路
萱津井筋	あま市、大治町、名古屋市	12.9	ボックスカルバート及び開水路
奥村井筋	一宮市	13.2	ボックスカルバート
旧奥村井筋	一宮市	4.0	ボックスカルバート
森上井筋	一宮市、稲沢市、愛西市	10.6	ボックスカルバート及び開水路
牧川井筋	一宮市、稲沢市	8.4	ボックスカルバート及び開水路
黒岩放水路	江南市	0.3	開水路

（２） 除塵機及び排水機施設

（表―12）

名称	旧水路名	設置場所	規模
江松除塵機	萱津井筋	名古屋市中川区江松西町	4,000mm×1,900mm １基
西福田除塵機	秋竹東井筋	名古屋市中川区水里４丁目	2,060mm×1,540mm １基
島本除塵機	牧川井筋	稲沢市祖父江町島本	3,000mm×2,300mm １基
今排水機	秋竹西井筋	海部郡蟹江町桜２丁目	φ400mm×１台

第２項　維持管理の方法

（１） 旧水路

旧水路施設の維持管理は、常時、排水の機能を確保するため水路の草刈や浚渫等維持管理に努め、本土地改良区が巡視し、必要と判断される場合は旧水路の護岸や安全施設等の点検、補修を行う。

なお、水質汚濁が生じた場合はその原因並びに水質等を調査する。

（２） 除塵機及び排水機施設

前項２）で定める施設の維持管理は、常時運転ができるよう必要な器具、資材を備え、点検、補修を行う。

（３） 排水施設

放水工、水質浄化施設等の点検、補修を行う。

（４） 旧水路の利活用

上部利用にあたっては、用水路及び旧水路に構造的障害を与えないことは勿論、施設管理の障害とならないよう配慮する。

（５） 水質管理

工場、事業所、集合住宅等の排水が環境基準の水質以下になることを条件に、規程に基づき汚水排水の受け入れを許可することができる。

所定の水質が保全されていない場合は、宮田用水土地改良区はすみやかに処理施設の改善勧告及び差し止めを行うものとする。

第３項　洪水、渇水時における措置

（１）　洪水時の排水

①　洪水時の措置

洪水時には状況に応じて警戒体制を敷き、旧水路の溢水の危険性がある場合は放流河川及び放流水路の安全を確認の上、旧水路の放水工を開放する。

この場合、放流河川並びに放流水路の管理者と事前に協議を図る。

②　洪水時の管理

洪水時には宮田用水土地改良区が巡視し､必要に応じて放水工の開放操作を行うものとする。

これらの巡視、及び操作は杁樋管理人が行う。

（２）　渇水時の活用

渇水時には旧水路の立切を利用し、地区内排水を堰止め、用水として活用する。

第４項　他の農業水利団体との関係

本土地改良区が所属する稲沢市日光川水系排水対策協議会では、排水機場の維持管理を行うが、同協議会の運営にあたっては所属する団体において連携・調整を図る。

また、本土地改良区が管理する排水施設と愛知県が管理する日光川河口排水機場、尾西排水機場並びに尾西排水路は、一体的に機能を発揮し、湛水被害の防止に努める。

第４節　農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設関係

該当事項なし

第５節　他の事業との関係

本土地改良区の用水に関すること及び排水に関する他の事業、関係市町が行う上水事業、下水事業、区画整理事業、道路事業、治水事業等、又企業が行う発電事業、工場建設事業等の各事業に対しては、本土地改良区定款、規約等により関係機関及び企業者と十分協議調整を行い、被害の防止と施設の維持管理の向上に努める。

第４章　環境との調和への配慮

本地区の農地は、都市近郊にあって生産性の高い農地であり、良好な田園風景を形成している。また、生物多様性を支える環境の一要素として大きな役割を担っている。

都市化の進展に伴い農村地域の混住化が進む中、本土地改良区の管理する土地改良施設や優良農地を保全するために地域の文化・生活環境・自然環境を重視した総合的な整備を行う。

第５章　維持管理事業費

年間　181,882千円也（令和3年度～令和5年度決算額平均による）

維持管理に要する経費は、定款に定めるところにより総代会の議決をへて、組合員に賦課する。ただし、物価の変動及び維持管理に伴って臨時に支出を要する経費は、その都度事業費を増額することができる。

（表―13）事業費内訳

費目	金額（千円）	備考
用水施設管理費	103,651	管理費、電力料等
排水施設管理費	78,231	同上
合計	181,882	

補償工事除く

第６章　効用

国営・県営土地改良事業等で造成又は更新・改修された管理すべき施設の適時・適正な維持管理、安定的な用水供給を行うとともに、継続的、機動的な排水処理により、農業生産の維持及び安定、農地、農業用施設等の湛水被害の防止を図り、優良農地の保全に資する。

第７章　図面

（１）　位置図

（２） 用水関係図
① 用水施設管理図
② 用水系統図
（３） 排水関係図
① 排水施設関係図
② 排水系統図

第８章 その他

附 則 本計画書の沿革

昭和27年３月11日 宮田用水普通水利組合会制定議決
昭和27年６月１日 愛知県指令耕404号認可
昭和28年３月26日 通常総代会一部変更議決
昭和29年３月26日 通常総代会一部変更議決
昭和30年３月２日 通常総代会一部変更議決
昭和31年３月20日 通常総代会一部変更議決
昭和31年７月31日 臨時総代会一部変更議決
昭和32年３月17日 通常総代会一部変更議決
昭和33年３月７日 通常総代会一部変更議決
昭和34年９月28日 臨時総代会一部変更議決
昭和37年３月28日 通常総代会一部変更議決
平成10年１月28日 臨時総代会一部変更議決
平成11年３月１日 愛知県10宮農開第８―９号認可
平成13年10月４日 臨時総代会一部変更議決
平成14年３月29日 愛知県13令宮農開第８―５号認可
平成17年３月４日 通常総代会一部変更議決
平成17年12月21日 愛知県17尾農一宮第391号認可
平成17年９月13日 理事会一部変更議決、10月５日臨時総代会報告
平成18年９月19日 理事会一部変更議決、10月３日臨時総代会報告
平成22年３月２日 通常総代会一部変更議決
平成22年９月21日 理事会一部変更議決、10月19日臨時総代会報告
平成23年３月２日 通常総代会一部変更議決
平成23年５月13日 愛知県23尾農一宮第60号認可
平成26年３月４日 通常総代会一部変更議決
平成26年８月14日 愛知県26尾農一宮第144号認可
令和７年３月４日 通常総代会一部変更議決
令和７年 月 日 愛知県 尾農一宮第 号認可